

■学校経営のポイント

変化に対応した生徒指導

小島 宏

生徒指導の基本となる文科省発行の「生徒指導提要(2010年)」(旧称「生徒指導の手引」1981年)の存在が意外と知られていないそうである。

この提要の改訂が、教育を取り巻く社会の急激な変化、児童生徒の実態の変化に応じて進められ、今夏までに公表することを予定している。

「生徒指導提要」の確認

これは、生徒指導に関する基本書で、以下のよう
な事柄が解説されている。学校の書棚から取り出し、
管理職だけでなく全教員が、その具体的な内容につ
いて確認するようにしたい。

- 生徒指導の理論と基本的な考え方
- 具体的な事案(飲酒・喫煙、薬物乱用、いじめ、自殺、不登校、家出など)の事例や指導方法

自校の生徒指導との対照

そして、自校の生徒指導の現状と対照し、困っていること、課題になっていること、この「提要」では対応できない新たな事柄を明確にすることを、迅速に進めたい。

その際、生徒指導主任及び生徒指導部が企画し、全教員で協働し、短期間で効率的に進め、働き方改革に配慮することも必要である。

「今すぐに対処」すること

しかし、「提要」の改訂を待って、今やるべきことを先送りにしてはならない。

自校の困っていること、課題になっていること、この「提要」では対応できない新たな事柄について、児童生徒の自立とよりよい生き方に向けて、生徒指導を具体的に展開していかなければならない。

特に、次の事柄について、指導の基本方針と具体策を作成し、全教員が共有し、チーム学校として組織的に取り組むことである。

- スマホや個人用タブレットの使用、特にいじめや誹謗中傷、個人情報保護についての指導
- いじめの早期発見と早期対応及び児童生徒に対しての「SOS」の出し方の指導と対応
- 自殺や不登校にならないよう、児童生徒の悩み相談に応じる環境整備と、相談の仕方の指導
- SNSやチャットのルールやマナー、トラブルについての指導

教師の性暴力や体罰の防止

また、「教員による児童生徒性暴力防止法」を周知徹底し、児童生徒が被害者にならないようにすることが求められる。

その際、どのような場合に性被害が起こりやすいかを想定し、具体的に禁止事項や環境整備を整え、児童生徒の安全・安心の保証を徹底する必要がある。

古くて新しい問題「体罰」やパワハラについても、法的観点や教育的観点から教職員に再確認させ、根絶させる。

校則の見直し

児童生徒の人格や個性を無視するような旧態依然としたブラック校則が話題になっている。

自校の校則を見直し、必要最小限の校則を、児童生徒と教員の共同作業として定めるようにするとともに、状況の変化や児童生徒の実情に応じ、適時・適切に改定するようにしたい。

校長のリーダーシップ

校長は、以上の事柄が円滑に進み、生徒指導が児童生徒の学校生活や学習活動の安全・安心・安定の確保、生き方や将来を考えることにつながるようリーダーシップを発揮することが肝要である。また、自ら範となる言動に努めたい。

(こじま・ひろし=元東京都公立小学校長・(公財)豊島修練会顧問)

●「個別最適な学び」への理解を深め、具体的な手立てにつなげる！《好評発売中！》

個別最適な学びの足場を組む。

奈須正裕【著】四六判／270頁／定価2,200円(税込)

